

いぶせみ

～IPtellerの知的財産セミナー～

CS基準（1）～（4）

弁理士 羽立章二

（注意）

発表者の意見は、個人的なものであり、
発表者の過去・現在の所属組織などとは
無関係のものです。

1

第3回法制小委員会 平成13年7月3日 資料1 「実施行為規定の考え方について」

- 1975年、82年、88年 CSについての3つの審査基準
- 平成5年 旧審査基準（単なる使用の排除の基準）
- 平成7年 システム・方式クレーム
- 平成9年 運用指針（媒体クレーム、課題解決手段の具体性の基準）
- 平成12年 現行審査基準（協働要件）
- 平成12年 プログラムクレーム
- 平成14年 特許法改正
- 平成27年 審査ハンドブック

この資料

2

1. 実施行為規定の見直しの目的

ITの急速な発展に伴い、プログラムの新たな**流通**の形態が登場している。

プログラム関連発明については、これまで、審査基準の改訂により、**保護対象の拡大**が図られてきたところであるが、有効な権利行使のためには、特許権の効力を定める実施行為規定の見直しの必要性が指摘されている。

3

1 (1) 特許権の効力の及ぶ範囲

特許権の効力は、特許発明の実施の専有権である。特許発明の実施となる行為は、「物の発明」の場合と「方法の発明」の場合とに分けて規定されており、「物の発明」として記載するか「方法の発明」として記載するかによりその効力は異なる。

(2) プログラム関連発明の保護とカテゴリ

プログラム関連発明のより強い保護のため、審査基準**等**の改訂により、「プログラムを記録した記録媒体」のクレーム（H9）及び「プログラム」クレーム（H12）を認め「**物の発明**」**としての**保護を求める声に応えてきた。

?

4

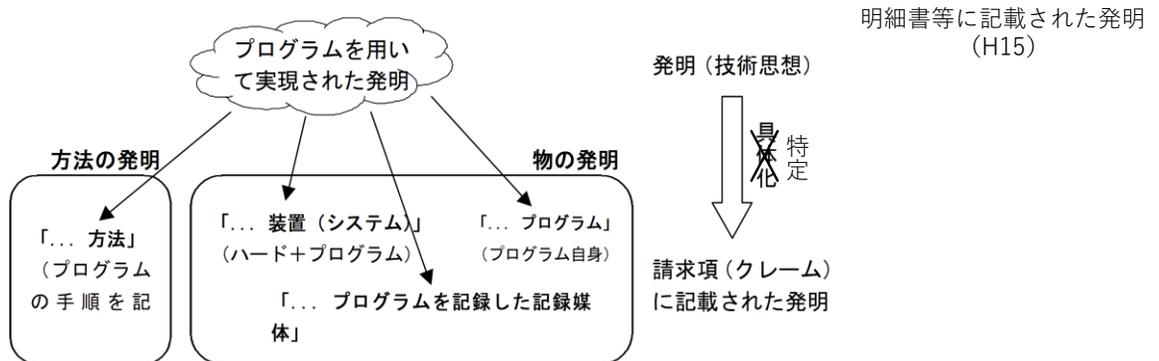
プログラムを用いて実現された発明を請求項に記載する場合、種々の記載の仕方が考えられるが、**一般に「物の発明」として記載した方が、その効力の範囲及び権利行使のしやすさ等の面で有利である。**

?

更に、ハードウェアから分離されたプログラム単体での流通が一般的になるにつれ、そのような流通形態に対する適切な保護の必要性が高まったため、平成9年の新運用指針では「プログラムを記録した記録媒体」の記載形式が、平成12年の改訂審査基準では末尾が「プログラム」の記載形式がそれぞれ認められ、いずれも「物の発明」として取り扱うこととされた。

5

1 (2) プログラム関連発明の保護と **カテゴリ**



ただし、これは、プログラムが「物」に含まれると決定したものではなく、プログラムには方法的側面もあることから、出願人自身はプログラムに関する発明を「方法の発明」として記載することも、プログラムクレームを用いて「物の発明」として記載することも可能であることに留意する必要がある。

Cf. 「カテゴリ- (「方法」又は「物」)にとらわれず、」
(CS基準 2.1.1.2 留意事項(iv))

6

審査基準第III部第4章 先願

3.2.1 他の出願が先願である場合

審査官は、本願発明と先願発明とを対比した結果、以下の(i)又は(ii)の場合は、両者を「同一」と判断する。

- (i) 本願発明と先願発明との間に相違点がない場合
- (ii) 本願発明と先願発明との間に相違点がある場合であっても、両者が**実質同一**である場合

ここでの実質同一とは、相違点が以下の(ii-1)から(ii-3)までのいずれかに該当する場合をいう。

(ii-1) 課題解決のための具体化手段における微差（周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではないもの）である場合

(ii-3) **単なるカテゴリー表現上の差異**（例えば、表現形式上、「物」の発明であるか、「方法」の発明であるかの差異）**である場合**

審査ハンドブック 附属書B第1章 コンピュータソフトウェア関連発明

2.1.1.2 ソフトウェアの観点に基づく考え方

(i) ソフトウェア関連発明のうちソフトウェアについては、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合は、当該ソフトウェアは「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。

(ii) ソフトウェア関連発明のうち、ソフトウェアと協働して動作する**情報処理装置**及びその**動作方法**並びにソフトウェアを記録したコンピュータ読み取り可能な**記録媒体**については、当該ソフトウェアが上記(i)を満たす場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。

1 (1) 特許権の効力の及ぶ範囲

特許権の効力は、特許発明の実施の専有権である。特許発明の実施となる行為は、「物の発明」の場合と「方法の発明」の場合とに分けて規定されており、「物の発明」として記載するか「方法の発明」として記載するかによりその効力は異なる。

2条3項1号

物の発明（プログラム等を含む。…）にあつては、その物の…譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。…）…をする行為

E

9

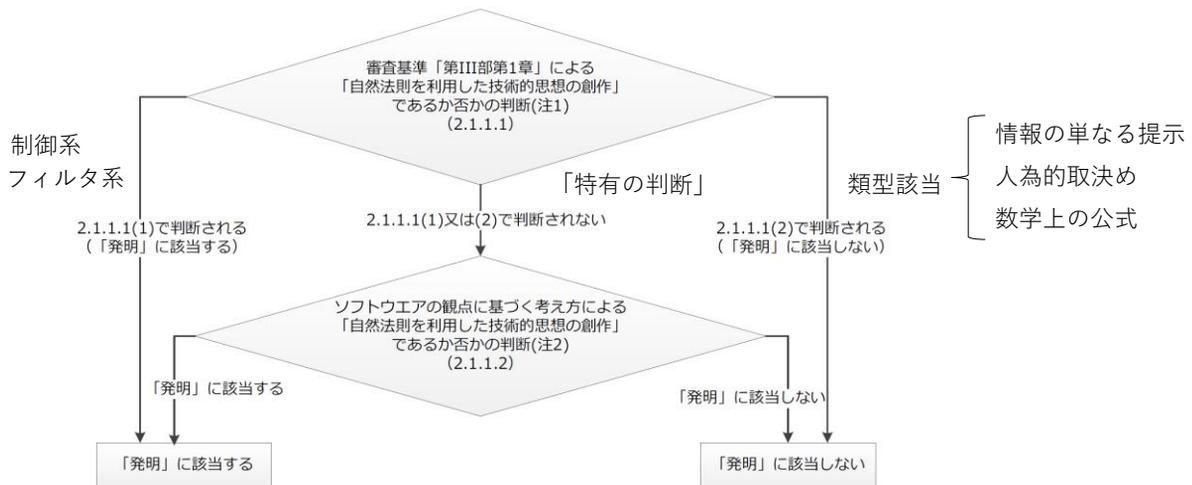
現行審査基準 29条1項柱書の判断

一般基準（審査基準「第III部第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性」）

C S 基準（審査ハンドブック附属書B第1章）

10

発明該当性の判断の流れ



11

(1) 基本的な考え方

ソフトウェア関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」となる基本的な考え方は以下のとおりである。

(i) ソフトウェア関連発明のうちソフトウェアについては、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合は、当該ソフトウェアは「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。

定義：

コンピュータソフトウェア

コンピュータの動作に関するプログラム、その他コンピュータによる処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるものをいう(第2条第4項の「プログラム等」に同じ。以下この章において、「ソフトウェア」ともいう。)

?

情報処理

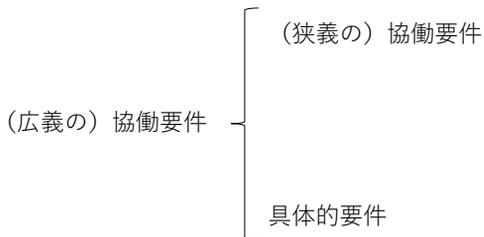
使用目的に応じた情報の演算又は加工をいう。

12

C S 基準 2. 1. 1. 2 (2) (留意事項)

(vii) 請求項に係るソフトウェア関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」ではない場合であっても、補正することによって「自然法則を利用した技術的思想の創作」となることが可能であると判断されるときがある。そのようなときは、審査官は、拒絶理由を通知する際に、**補正の示唆**を併せて行うことが望ましい。

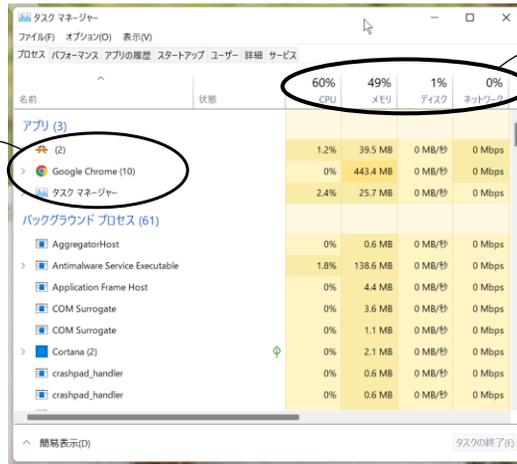
「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて**具体的**に実現されている」とは、ソフトウェアとハードウェア資源とが**協働**することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されることをいう。



(狭義の) 協働要件

「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」とは、ソフトウェアとハードウェア資源とが**協働**することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されることをいう。

リソース（資源）が割り当てられたプログラム



リソース（資源）

「ハードウェア」資源：
ハードウェアの裏付けがある資源

↓
自然法則利用性

C S基準 1. 2. 1. 3 (1) 例 1

【請求項 1】

コンピュータを用いて、顧客からの商品の注文を受け付けるステップを実行する受注方法。

(説明)

「コンピュータを用いて、...ステップ」という表現では、各ステップにおける動作の主体が特定されたことにならない。そのため、本願発明は、以下の(i)及び(ii)という類似の性質又は機能を有しない方法を含むものと解釈できる。

(i) 「コンピュータを(計算道具として)用いて、(人間がコンピュータを操作して)顧客からの商品の注文を受け付けるステップを実行する受注方法」という「コンピュータという計算道具を操作する方法」

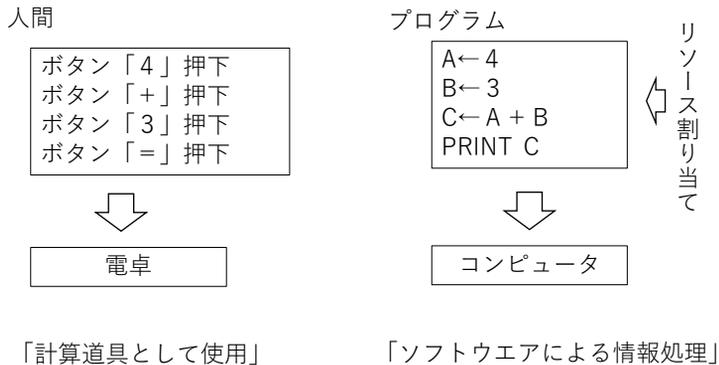
(ii) 「コンピュータを用いて(構築された受注システムにおいて)、(コンピュータが備える手段Aが)顧客からの商品の注文を受け付けるステップを実行する受注方法」という「**ソフトウェアによる情報処理方法**」

上記のとおり、請求項には「コンピュータを用いて」という曖昧な日本語表現が含まれており、請求項のその他の記載を考慮しても、請求項の記載からは一の発明を明確に把握することができない。したがって請求項に係る発明は明確ではない。

補正の根拠になる

コンピュータの単なる使用 → 現行審査基準では36条6項2号（旧審査基準では29条1項柱書）

例) コンピュータを用いて「4 + 3」を計算する方法。



17

CS基準 事例2-2

特許請求の範囲

【請求項1】（「発明」に該当しない。）

受信手段が、通信ネットワークを介して配信される記事を受信するステップ、

表示手段が、受信した記事を表示するステップ、

ユーザが、該記事の文章中に所定のキーワードが存在するか否かを判断し、存在した場合に保存指令を記事保存実行手段に与えるステップ、

前記記事保存実行手段が、保存指令が与えられた記事を記事記憶手段に記憶するステップから構成されるネットワーク配信記事保存方法。

【請求項2】（「発明」に該当する。）

受信手段が、通信ネットワークを介して配信される記事を受信するステップ、

表示手段が、受信した記事を表示するステップ、

記事保存判断手段が、該記事の文章中に所定のキーワードが存在するか否かを判断し、存在した場合に保存指令を記事保存実行手段に与えるステップ、

前記記事保存実行手段が、保存指令が与えられた記事を記事記憶手段に記憶するステップから構成されるネットワーク配信記事保存方法。

18

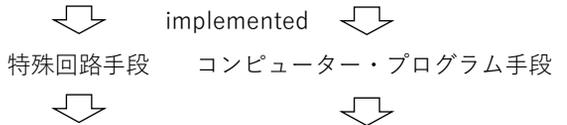
「使用目的」を重視

PCTガイドライン A9.15[1][2]

データ処理作業は**コンピューター・プログラム手段**により、又は**特殊回路手段**により実行されるが、その選択は発明的概念とは関係がない。

A data-processing operation can be **implemented** either by means of a computer program or by means of special circuits, and the choice may have nothing to do with the inventive concept.

発明特定事項におけるデータ処理作業



CS基準 1. 2. 1. 3 (1) 例2 (説明)

「プログラム」は、コンピュータを手段として機能させるものではあるが、「プログラム」そのものが「手段」として機能するものではない。

具体的要件 (狭義の) 協働要件

(i) 情報処理

使用目的に応じた**情報の演算又は加工**をいう。

国際特許分類

G06 (注) “データ”とは“情報”と同義語として使用される。

G06F (注)

“データ処理装置”とはグループG06F7/00の下位に分類できる電氣的デジタルデータプロセッサとグループG06F1/00～G06F5/00とG06F9/00～G06F13/00の下位に分類できる一つ以上の装置との結合を意味する。

データ処理 G06F7/00, G06F15/00～G06F17/00

G06F9/00 プログラム制御のための装置

G06F13/10 周辺装置のためのプログラム制御

情報処理：使用目的に応じた**情報の演算又は加工**をいう。

例) 羽立章二,
「数学分野に関するソフトウェア関連発明の
発明該当性判断における理由付記」,
特許庁, 2010, Vol. 63, No. 7, p.28-35

23

C S 基準 2. 1. 1. 2 (2) 例 4 ※ 「発明」に該当する。

複数の文書からなる文書群のうち、特定の一の対象文書の要約を作成するコンピュータであって、前記対象文書を解析することで、当該文書を構成する一以上の文を抽出するとともに、各文に含まれる一以上の単語を抽出し、

前記抽出された各単語について、前記対象文書中に出現する頻度(TF)及び前記文書群に含まれる全文書中に出現する頻度の逆数(IDF)に基づくTF-IDF値を算出し、

各文に含まれる複数の単語の前記TF-IDF値の合計を各文の文重要度として算出し、前記対象文書から、前記文重要度の高い順に文を所定数選択し、選択した文を配して要約を作成するコンピュータ。

?

C S 基準 2. 1. 1. 2 (留意事項)

(iii) 単にハードウェア資源が記載されているだけでは、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されているとはいえず、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されたものとはいえない。

なお、請求項に、使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が記載されている場合には、ハードウェア資源として「コンピュータ(情報処理装置)」のみが記載されている場合であっても、出願時の技術常識を参酌すると、請求項に係る発明において...ハードウェア資源とソフトウェアとが協働した具体的手段又は具体的手順によって、使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が実現されることが明らかである。

24

【参考】特願平11-295775

G09C 1/00 650 ← 暗号化

G06F 17/10

H03M 7/40

【課題を解決するための手段】

本発明は、長さ w ワードのストリングをハッシュするのに、従来技術の w^2 回の演算ではなく、 $(w^2 + w) / 2$ 回の演算を使用する効率的なハッシュ法を提供する。

【請求項1】

n ビットの集まりを**入力**するステップと、
少なくとも n ビットを有するキーと、前記 n ビットの集まりとの和をとるステップと、
前記和を2乗して、和の2乗を生成するステップと、
 p を、 2^n より大きい最初の素数以上の素数として、前記和の2乗に対して、法 p 演算を実行して法 p 演算結果を生成するステップと、
 n より小さい l により、前記法 p 演算結果に対して、法 2^l 演算を実行して法 2^l 演算結果を生成するステップと、
前記法 2^l 演算結果を**出力**するステップとを有することを特徴とする、ビットの集まりの短縮表現を生成する方法。

25

C S基準 2. 1. 1. 2 (2) 例3 ※「発明」に該当しない。

文書データを入力する入力手段、入力された文書データを処理する処理手段、
処理された文書データを出力する出力手段を備えたコンピュータにおいて、
上記処理手段**によって**入力された文書の**要約**を作成するコンピュータ。

?



「によって」→(狭義の)協働要件違反 ∵単なる使用
「要約」→具体的要件違反? サポート要件違反(第4類型:進歩性)

C S基準 2. 2. 3. 2

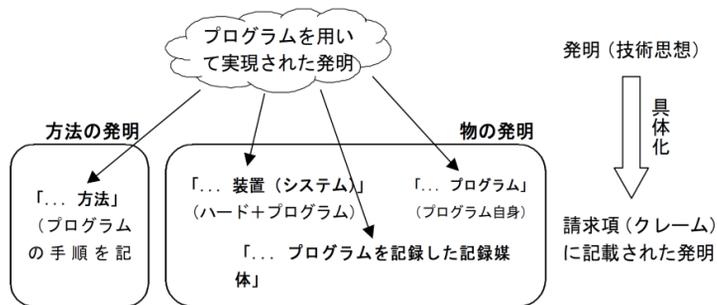
(4)人間が行っている業務やビジネスを行う方法のシステム化

特定分野において人間が行っている業務...をシステム化し、コンピュータにより実現することは、
...当業者の通常の創作能力の発揮に当たる。

26

(1) 基本的な考え方

(ii) ソフトウェア関連発明のうち、ソフトウェアと協働して動作する情報処理装置及びその動作方法並びにソフトウェアを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体については、当該ソフトウェアが上記(i)を満たす場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。



E

27

旧審査基準 第八部 第一章

2. 2. 1

請求項に係る発明において、次の (I)又は (II)の条件が満たされるときは、その発明は自然法則を利用したものとし、いずれの条件も満たされないときは、自然法則の利用はないものとする。

(I) ソフトウェアによる情報処理に自然法則が利用されている ⇨ 今の一般基準 + α

(1) ハードウェア資源に対する制御又は制御に伴う処理を行うもの

① コンピュータにより制御を行うもの

② **コンピュータ自体のオペレーションに関するもの**

例 1：マルチプログラミング実行制御方法

例 2：仮想メモリ制御装置

(2) 対象の物理的性質又は技術的性質に基づいて情報処理を行うもの

(II) ハードウェア資源が利用されている

2. 2. 2 (II)

応用分野の情報処理を行うソフトウェア関連発明に特に見られるように、ソフトウェアによる情報処理自体には自然法則の利用が認められない場合であっても、請求項に係る発明にハードウェア資源が利用されている (ハードウェア資源による限定が、**ハードウェア資源の単なる使用**に当たらない) ときは、その発明は自然法則を利用したものと言える。

28

2. 2. 3

(2) プログラム言語、**プログラム自体**及びプログラムリストは「発明」に該当しない。

(4) 「プログラム」又は「ソフトウェア」として特許請求されているときは、**コンピュータ・プログラム自体**が特許請求されたものと考えられるから、請求項に係る発明は「発明」に該当しない。

(3) 「プログラムを記録した記録媒体」として特許請求された発明は、媒体に記録された情報（プログラム自体）に特徴があり、媒体には**技術的特徴**がない。

したがって、これは・・・「情報の単なる提示」に当たり、「発明」に該当しない。

専用計算機 ≡ ソフトウェア + **汎用計算機**
(プログラム等)



自然法則利用性

相田義明「ソフトウェア特許入門」

(旧審査基準の基準に曖昧な点があるのではないか、という質問に対して)

今回の審査基準では、ハードウェア資源の単なる使用の意味を説明していますが、これは現状ではこれが最も妥当な説明であると判断して採用したものです。曖昧性がまったくないとは言えませんが、いろいろな事例に適用してみると、なかなか**使い易い表現**です。

(審査基準がわかりにくい、という質問に対して)

ハードウェア資源が利用されていればどうして自然法則が利用されていると言えるのか、ということの説明も、自然法則の利用というのが何かということの根本的な説明がありませんから、これを演えき的に説明することができません。これは**一つの約束**だと思って下さい。ハードウェア資源が、単なる使用を越えて利用されていれば、自然法則を利用したものとなりますよ、ということです。この辺で線を引くのが一番妥当だろうという配慮が働いています。

特定技術分野の審査の運用指針 第1章

2. 2. 1

「発明」であることという要件は、発明が「**自然法則を利用した技術的思想の創作**」であるか否かで判断する。

具体的な手法は以下の通り。

(i) 請求項に記載された事項に基づいて、請求項に係る発明を把握する。

(ii) 請求項に係る発明が「産業上利用することができる発明」の審査の運用指針の「発明」に該当しないものの類型のうちいずれか一に当たる場合、「発明」に該当しない。

(iii) 上記類型のいずれにも当たらない場合、

(iii)-1 発明の詳細な説明に記載された当事者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項から総合的に(i)で把握した請求項に係る発明が解決しようとする**課題**を把握し、次に、その**解決手段**を把握する。その際には出願時の技術常識も参酌する。

(iii)-2 (iii)-1で把握した解決手段が**自然法則を利用した手段**であれば、発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」であることとする。

なお、上記解決手段が自然法則を利用した手段であるといえるためには、その手段が**具体的**にどのようなものかが明確でなければならない。

31

PCTガイドライン9.05 9.07

除外される主題事項

事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
9.07 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法は、抽象的又は理論的特性を有するものさらなる例である。
除外を決定するものはクレームに記載された発明の関連する特定の技術又は分類ではなく、むしろ**クレームに記載された発明の特性が抽象的かどうか**であることに注意しなければならない。

科学及び数学の理論

9.05 クレームに単に科学的又は数学的理論が存在するというだけの理由で、そのクレームが調査、予備審査からただちに除外される訳ではない。
クレームを全体として見たとき、**実用的用途**を生み出すため、又は**技術的性質**を得るために、理論が**応用**され、又は**実施**される場合には、**結果が純粋に抽象的又は観念的とはならない**ため、調査及び審査が必要である。

科学理論は、発見のより一般化された形式である。たとえば、半導体性の物理理論は除外されるが、新しい半導体デバイス及び製造プロセスは調査及び予備審査を必要とする。

数学的理論は純粋に抽象的又は観念的な方法は除外されるという原則の特定の例である。例えば、除算の便法は除外されるが、それに従って動作するように設計された計算機は調査及び予備審査を必要とする。

32

旧審査基準

事例 8 [請求項 2] ※「発明」非該当

自然数 n と $n + k$ を入力する手段と、

自然数 n から $n + k$ までの和 s を

$$s = (k + 1) (2n + k) / 2$$

により求める演算手段と、

演算結果を出力する手段とを備え、

自然数 n から $n + k$ までの和を求める計算装置。



運用指針で維持。

現行審査基準で削除。

(狭義の協働要件を満たさない例に変更)

∴例えば、除算の便法は除外されるが、
それに従って動作するように設計された
計算機は調査…を必要とする。

ハンドブック 事例 2-1 [請求項 4] ※「発明」該当

自然数 n と m を入力する入力手段(ただし、 $1 \leq n \leq m < 256$)と、

k 番目に k^2 の値が格納された**二乗テーブル**(ただし、 $0 \leq k < 511$)と、

加減算器及びシフト演算器からなる演算手段と、

上記演算手段による演算結果 s を出力する出力手段、

とを備え、上記演算手段が上記二乗テーブルを参照して二乗の値を導出する

ことにより、乗除算器を用いることなく、

$$s = \{ (m + n)^2 - (m - n)^2 \} / 4$$

を計算する計算装置。

特定技術分野の審査の運用指針 第 1 章

2. 2. 1

解決手段が例えば以下のものである場合には、その手段が自然法則を利用しているといえる。

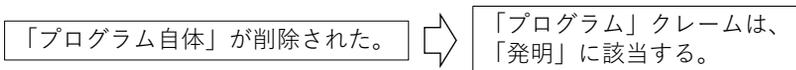
- (1) ハードウェア資源に対する制御又は制御に伴う処理
- (2) 対象の物理的性質又は技術的性質に基づく情報処理
- (3) ハードウェア資源を用いて処理すること

(iv) ただし、解決手段が自然法則を利用した手段であっても、その手段が、「コンピュータを用いて処理すること」のみである場合、「媒体にプログラム又はデータを記録すること」のみである場合、又は、「コンピュータを用いて処理すること」及び「媒体にプログラム又はデータを記録すること」のみである場合には、「発明」とはしない。このように取り扱うのは、上記のような場合に「発明」とすることは、「発明」に該当しないものを**実質的**に特許の対象とすることに等しいからである。

運用指針

2. 2. 3 留意事項

(3) 「プログラム言語」又は「プログラムリスト」として特許請求された発明については「発明」に該当しない。（「産業上利用することができる発明」の審査の運用指針1.1(4)及び(6)参照）



1. 3 留意事項

(3) 「プログラム」・・・として特許請求された場合には、「物」の 카테고리か「方法」の 카테고리かが不明確であるので、特許法第36条第6項第2号違反となる。

【私見】

カテゴリ	旧審査基準		運用指針	現行審査基準・ハンドブック	
		H7～	H9.4.1～		H13.1.10～
装置	○	○	○	○	○
システム・方式	?	○	○	○	○
プログラム等	2 9 柱 ×	2 9 柱 ×	3 6 VI② ×	3 6 VI② ×	○

物の発明の「物」は、有体物に限定しない。

特許法上の「発明」を保護しない。

運用指針 2. 2. 3 留意事項

(5) 「プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」とは、**プログラムのインストール・実行、プログラムの流通**などのために用いられる、プログラムが記録されたコンピュータで読み取り可能な記録媒体の意味に解するのが相当である。したがって、ある物が「記録媒体」に含まれるかどうかは、その物が上記のような使用に適しているかどうかの観点から合理的に解釈されるべきである。

37

コンピュータ・ソフトウェア関連発明の改訂審査基準に関する Q & A

【問8】ソフトウェア関連発明が特許法上の「発明」であるか否かを判断する際の考え方が、これまでの**審査基準**（平成9年2月公表）と今回の審査基準とで変わっているようですが、どのように変わったのか説明してください。

【答】

1. 前回の審査基準では、ソフトウェア関連発明が特許法上の「発明」であるか否かを判断する際に、発明が「解決しようとする課題」を明らかにすることを前提に、その課題をハードウェア資源を如何に利用して解決しようとしているのかという視点からアプローチしています。すなわち、当該請求項に係る課題の解決のために、ハードウェア資源（CPU、メモリ等）を如何に（how to）用いているかを具体的に請求項に記載しなければ「発明」に該当しないとしていました。

2. （1）一方、今回の審査基準では、「ソフトウェア」自体の創作を「発明」として扱うことを明確化したのに伴い、**如何なる「ソフトウェア」を創作したのかという視点**からアプローチしています。

ソフトウェアは、本来的に何らかの「課題の解決」を目的として創作されるはずですから、ソフトウェアがあるアイデアを具体的に実現している場合には、「発明」に該当することが明らかにされたことになるという立場に立っています。

38

コンピュータ・ソフトウェア関連発明の改訂審査基準に関するQ & A

(2) もっとも、ソフトウェアがあるアイデアを具体的に実現するためには、ハードウェア資源を用いることが不可欠ですから、今回の審査基準によっても、ソフトウェアによる情報処理の観点から、CPUやメモリ等の**ハードウェア資源をどのように用いているのか**が明確に把握できるような記載とすることが必要です。

(3) ただ、「ソフトウェア」側からアプローチした結果、「ハードウェア」側からアプローチした場合のように発明が「解決しようとする課題」を独立に明らかにする作業は不要になりました。

3. ソフトウェアの創作とは、ハードウェア資源の利用によりあるアイデアを実現しようとする技術的創作であり、これまでの審査基準に基づき「ハードウェア」側からアプローチするか、今回の審査基準に基づき「ソフトウェア」側からアプローチするかによって、「発明」に該当するか否かの審査結果が異なることはありません

※ 審査ハンドブックの適用時期

コンピュータソフトウェア関連発明

「1.2 特許請求の範囲の記載要件」のうち、

「プログラム」クレームに関する部分（平成13年1月10日以降の出願）

「記録媒体」クレームに関する部分（**平成9年4月1日**以降の出願）

「2.1発明該当性」（**平成9年4月1日**以降の出願）

39

アプローチ

PCTガイドライン A9.15[1][2]

データ処理作業は**コンピューター・プログラム手段**により、又は**特殊回路手段**により実行される。

ハードウェア側からのアプローチ：ハードウェア資源をどのように用いているのか

記録媒体・ソフトウェア（プログラム等）以外の発明

{ ソフトウェア+ハードウェア
ハードウェア

【問題発生】 記録媒体クレーム

- ・記録媒体は情報処理作業を実行するハードウェアでない。
- ・ハードウェアのみの場合はない。

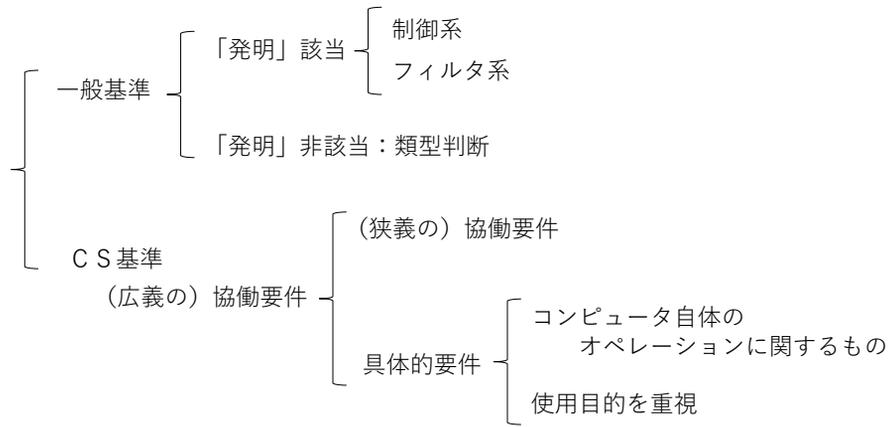
ソフトウェア側からのアプローチ：如何なるソフトウェアを創作したのか

記録媒体・ソフトウェア（プログラム等）の発明

{ ソフトウェア+ハードウェア
ハードウェア

40

現行審査基準（審査ハンドブック）



E